

4

廊下その他これに類するもの (以下「廊下等」という)

整備の基本的な考え方

- 屋内の動線計画(利用居室と通路等の配置)は、利用者にとってわかりやすいように配慮し、施設用途や利用者特性に応じて、手すり等により高齢者、障害者等を利用居室等まで誘導する。
- 廊下等の手すりは、設置が必要な箇所を十分考慮して設ける。また設置が必要と思われる箇所にいつでも容易に設置できるように、壁下地を補強しておく。
- 長い廊下等の場合は、必要に応じてベンチ等の休憩スペースを設ける等、高齢者、障害者等の歩行負担の軽減に配慮する。
- 利用者の事故防止のため、廊下等や壁にはつえで把握できないような突起物を設けないようにし、消火器、案内板、ベンチ等の休憩スペース等を設ける場合は通行の妨げにならないよう配慮する。
- 整備基準は、(1)施設利用者が利用する全ての廊下等、(2)移動等円滑化経路内の廊下等のそれぞれについて定めている。

整備基準		解説	望ましい水準
(1)利用者の利用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> ●この基準は、施設利用者が利用する全ての廊下等に適用される。 →図「□廊下等の整備例」(56頁)を参照 	
ア 床面の仕上げ	<p>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあっては、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるよう努めること。</p>	<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 ●マットを設ける場合は、埋込み式とするなど足を取られたり、車椅子の通行の支障とならないよう配慮すること。 ●車椅子の操作が極端に重くなるため、毛足の長いカーペットは避けること。 	○床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げる。
イ 点状ブロック等の敷設	<p>階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ただし、小規模施設、別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、点状ブロック等を敷設するよう努めること。</p>	<p>《左欄記載施設》</p> <p>◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照</p> <p>◆「別表第1の4((2)の施設に限る。)、9((2)の施設に限る。)、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：自動車教習所、寄宿舎又は下宿、事務所、工場</p> <p>◆「用途面積が2,000㎡未満の同表の9((1)の施設に限る。)及び11((5)の施設に限る。)に掲げる公共的施設」：用途面積2,000㎡未満の共同住宅、路外駐車場</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者が階段や傾斜路の位置を認知しやすいよう、階段の始末端部又は傾斜路の上端に近接する位置に点状ブロック等を敷設する。 ●点状ブロックの位置は、階段の始末端部又は傾斜路の上端から30cm程度離れた箇所とすること。 →点状ブロックの形状、色、材質等に関しては、3出入口(2)エの解説(51頁)を参照 	○必要に応じて、足元灯等を設置する。

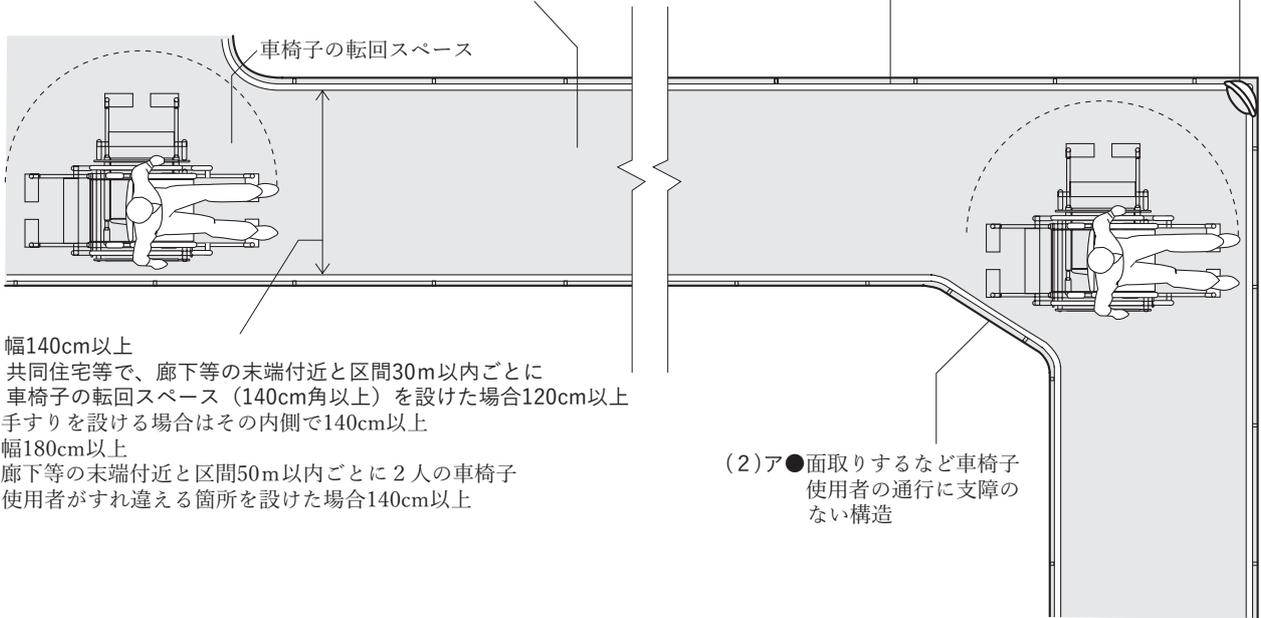
	整備基準	解説	望ましい水準
ウ 点状ブロック等の敷設の例外	イの規定にかかわらず、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合には、傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しないことができる。	●勾配1/20以下の傾斜路、又は高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜路の場合、イの傾斜路上端への点状ブロック等は敷設しなくてもよい。	
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、小規模施設及びその他の非該当施設にあつては、次に定める構造とするよう努めること。		≪左欄記載施設≫ ◆「小規模施設」→2敷地内の通路(3)の解説(47頁)を参照 ----- ●この基準は、移動等円滑化経路内の廊下等に適用される。 →図「□廊下等の整備例」(56頁)を参照	
ア 幅	幅は、140cm以上とすること。ただし、別表第1の9に掲げる公共的施設にあつては、廊下等の末端付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間30m以内ごとに車椅子が転回することができる構造の部分設けた場合は、120cm以上とすることができる。	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の9に掲げる公共的施設」:共同住宅等 ----- →2敷地内の通路の表「■主要寸法の考え方」(48頁)を参照 ●曲がり角は、面取りするなど、必要に応じ車椅子使用者の通行に支障のない構造にする。 ●手すりを設ける場合、手すりの内側で幅を140cm以上とする。	○幅180cm以上 ○末端の付近及び区間50m以内ごとに2人の車椅子使用者がすれ違うことができる構造の部分設ける場合は幅140cm以上 ○曲がり角は、鏡を設けるなど衝突防止に配慮する。
イ 戸の構造	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	→3 出入口(1)イの解説(50頁)を参照	○移動等円滑化経路以外の廊下に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつその前後に高低差がないこと。
ウ 手すりの設置	別表第1の2((1)の施設を除く。)及び3に掲げる公共的施設にあつては、施設の状態等を勘案し適切に手すりを設けることとし、当該手すりの始末端部には、必要に応じて点字その他の方法による案内を設けること。	≪左欄記載施設≫ ◆「別表第1の2((1)の施設を除く。)及び3に掲げる公共的施設」:社会福祉施設(保育所を除く)、医療施設 ----- ●手すりは、廊下等の両側に連続して設けることを基本とし、構造上困難な場合は、片側に連続して設けること。 ●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段75～85cm程度、下段60～65cm程度とし、1段の場合は、75～85cm程度とすること。 ●原則として、断面を円形(直径3～4cm程度)か楕円型とすること。 ●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを4～5cm程度とすること。 ●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。 →「点字その他の案内設備」に関しては2敷地内の通路(1)ウ(ア)の解説(44頁)を参照	○その他の公共的施設にあつても両側に連続して手すりを設ける。 ○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をする。

□廊下等の整備例

- (2)ウ ●手すりを両側に連続して設ける
 構造上困難な場合は、片側に連続して設ける
 (保育所以外の社会福祉施設、医療施設が対象)
 ○その他の公共施設も手すりを両側に連続して設ける
 ○冷たく感じないようにゴムを巻き付けるなど工夫する

- (1)ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ
 ●濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択
 ●マットを設ける場合は、埋込み式等にする
 ●毛足の長いカーペットは避ける
 ○床の表面は、転倒時の衝撃が少ない材料で仕上げ

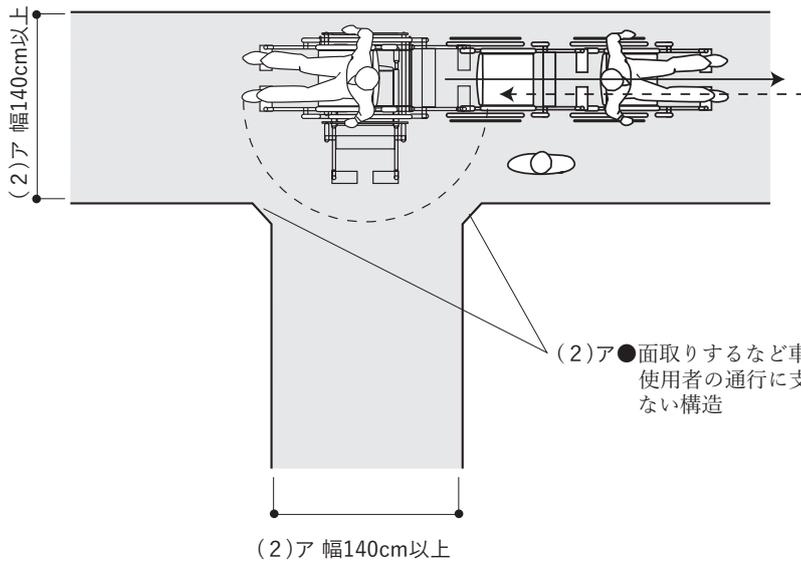
- (2)ア○曲がり角は、鏡を設ける
 など衝突防止に配慮



- (2)ア 幅140cm以上
 共同住宅等で、廊下等の末端付近と区間30m以内ごとに
 車椅子の転回スペース (140cm角以上) を設けた場合120cm以上
 ●手すりを設ける場合はその内側で140cm以上
 ○幅180cm以上
 ○廊下等の末端付近と区間50m以内ごとに2人の車椅子
 使用者がすれ違える箇所を設けた場合140cm以上

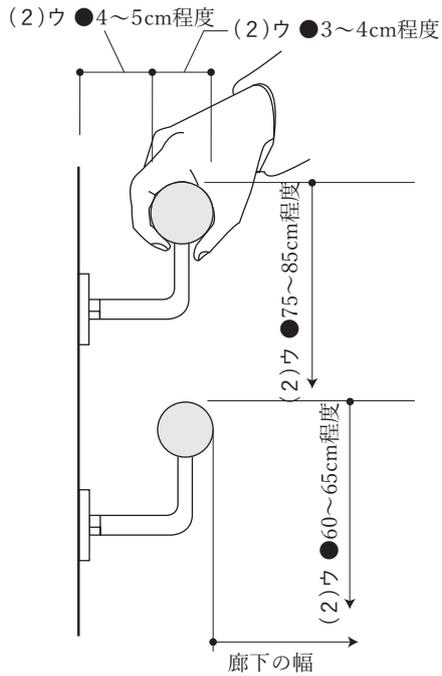
- (2)ア●面取りするなど車椅子
 使用者の通行に支障の
 ない構造

■ T字型の交差部分の動作例

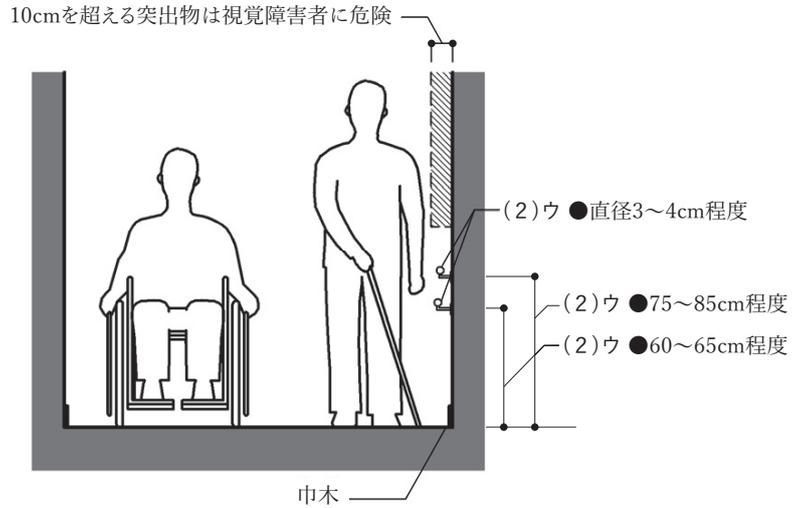


- (2)ア●面取りするなど車椅子
 使用者の通行に支障の
 ない構造

■ 2段の手すりの例

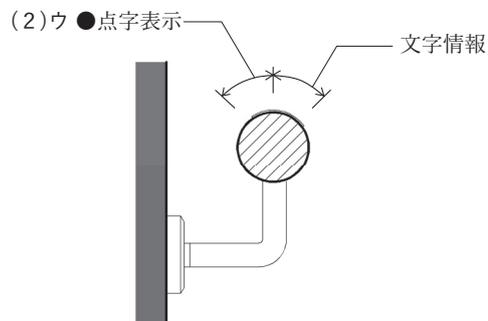
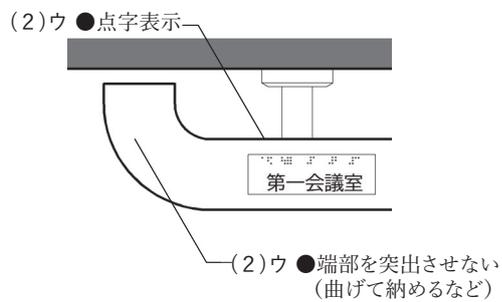


■ 壁面の配慮例



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-82を加工して作成

■ 手すりの端部と点字表示



資料：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3[2021]年3月）」（国土交通省）p2-240を加工して作成